

イニシアFX

外国為替証拠金取引説明書

(金融商品取引法第37条の3の規定による契約締結前交付書面)

イニシア・スター証券株式会社

外国為替証拠金取引を行われるに当たっては、外国為替証拠金取引説明書の内容を十分にお読みいただき、その内容をご理解頂いたうえで、取引口座の開設をお申込みいただきますようお願い申し上げます。外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生じることがあり、元本が保証された取引ではありません。また、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従いまして、取引を開始する場合または継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分にご確認いただき、自己の資力、取引経験および投資目的に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引をしていただきますようお願い申し上げます。

## 目次

外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	2
外国為替証拠金取引のリスクについて	3～5
外国為替証拠金取引の仕組みについて	6
☆口座開設 について	6
☆取引の方法	7～12
☆証拠金	12～13
☆決済に伴う金銭の授受	13
☆益金に係る税金	14
☆証拠金等の区分管理	14～15
☆証拠金等の入金・出金・振替	15～16
外国為替証拠金取引の手続きについて	17～18
外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	19～20
金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について	21
外国為替証拠金取引に関する主要な用語	22～25

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である外国為替証拠金取引について説明します。

## 外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について本項は金融商品取引法により、契約締結前に交付しなければならない事項です。口座開設前に十分に読んでご理解ください。

当社では、お客様に対する契約締結前の書面の交付は、電子交付(ホームページ上に掲示)の方法により行います。お取引にあたっては、イニシア・スター証券株式会社 商品名「イニシアFX」外国為替証拠金取引約款および外国為替証拠金取引説明書(以下、「本説明書」とします。)(金融商品取引法第37条の3の規定による契約締結前交付書面)を十分にご理解いただき、かつ承諾頂いた上でお申込みください。

1. 外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により大きな損失が生ずる可能性があります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じる可能性もあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、お客様が預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。
2. 相場状況の急変により、売値(BID)と買値(ASK)のспレッド幅が拡大したり、意図した取引ができなくなる可能性があります。
3. インターネットを利用した取引である性質上、インターネット障害、システム障害または異常レート配信に伴い、取引不能、約定の取り消しまたは注文価格から乖離した価格での約定となる可能性があります、その結果としてお客様が損失を被ることとなる可能性があります。
4. 当社取引システムまたは金融商品取引業者およびお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消し等が行えない可能性があります。
5. 当社取引システムまたはお客様の利用する売買プログラム等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消等が行えない可能性があります。
6. 口座管理手数料および取引手数料は無料です。
7. 外国為替証拠金取引については、金融商品取引法第37条の6に定めるいわゆるクーリングオフの規定は適用されません。
8. 「イニシアFX」は、お客様と当社との間で行なわれる相対取引となり、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。  
商号：Forex Capital Markets LLC. (フォレックス キャピタル マーケッツ エルエルシー)  
業務内容、監督当局：米国金融商品取引業者、全米商品先物取引委員会 (CFTC)
9. お客様から預託を受けた証拠金等は、法令等の定めに基づいて日証金信託銀行の信託口座にて区分管理しております。区分管理の対象とする顧客資産は「お客様から預託を受けた証拠金、日々の値洗いによって生じる建玉評価損益の合計額となります。
10. 当社、カバー取引相手方またはお客様資金の預託先において業務または財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様資金の返還が困難になることで、お客様が損失を被るおそれがあります。さらに、その際に相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

## 外国為替証拠金取引のリスクについて

外国為替証拠金取引には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前に本取引に伴うリスクについて十分にご理解していただく必要がございます。下記の内容をお読みになり、リスクについて理解、納得された上で口座開設の手続きを行っていただきますようお願いいたします。なお、下記のリスクは、外国為替証拠金取引の典型的なリスクを示したもので、すべてのリスクを示すものではありません。

### ○為替変動リスク

外国為替市場では、24時間常に為替レートが変動しております。為替レートの変動は各国の経済、社会情勢等により急激な変動となることがあります。為替レートの変動がお客様の予想と一致しなかった場合には、為替差損が発生します。また、その損失はお客様が当社に預託した証拠金額以上になる可能性があります。

### ○流動性リスク

外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や、マーケットクローズ間際・週明けのマーケットオープンにおける取引、あるいは普段から流動性の低い通貨でのお取引は、当社の通常の営業時間帯であっても、マーケットの状況によっては、レートの提示が困難になる場合もあります。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更、ストライキ等の特殊な状況下で特定の通貨のお取引が困難または不可能となるおそれもあります。こうした状況下では、お取引が一定期間、不可能となる可能性があります。

### ○金利変動リスク

外国為替証拠金取引は、通貨の取引に加え当該通貨の金利の交換も行なわれ、日々スワップポイントの受取りまたは、支払いが発生します。スワップポイントは、各国の景気や政策等の様々な要因による金利情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、その時々々の金利水準によってスワップポイントの受取または支払いの金額が変動したり、場合によっては受払いの方向が逆転する可能性もあります。また、これに伴い追加の資金が必要となることや、ロスカット値が近くなる可能性もあります。

### ○レバレッジ効果によるリスク

本取引は、レバレッジ効果（てこの作用）により比較的少額の証拠金を差し入れることで、証拠金の何倍もの大きな元本金額の外国為替取引が可能となっています。このため、少額の証拠金によりわずかな為替レートの変動で大きな利益を得ることが可能ですが、反対に、証拠金を超える大きな損失を被る可能性もあります。

### ○信用リスク

外国為替証拠金取引はお客様と当社との相対取引であり、取引所取引ではありません。このため、当社の信用状況によってはお客様が損失を被る可能性があります。また、当社はおお客様からの注文をインターバンク市場にてカバー取引を行っています。このため、カバー先の信用

状況等により、お客様が損失を被る可能性、あるいはカバー先において当社がカバー取引を行えなかった場合には、お客様の取引も不可能になる可能性があります。

さらに、その際に相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

#### ○スリッページリスク

成行注文または逆指値注文では、外国為替レートの変動により注文価格と約定価格にずれ（スリッページ）が発生し、実際の約定価格が取引画面の提示レートまたはお客様の指定した外国為替レートとは同一にならない場合があります。特に大きな数量の注文の場合、当社のカバー取引の実現性により、不利なレートで約定する可能性が高くなるとともに取引自体が未約定となる可能性があります。

#### ○ロスカットに関するリスク

余剰金額（預託された証拠金残高（口座残高）から建玉を維持するのに必要な維持証拠金額及びお客様の保有する建玉により発生した評価損失を控除した金額）が0（ゼロ）をになった時点、又は0（ゼロ）を割り込んだ時点で、お客様の保有する建玉は全て決済される措置を講じております。この措置はお客様が当社に預け入れた資金以上の損失を被ることから回避するためのものですが、外国為替相場の状況により、設定された為替レートよりもお客様に不利なレートで約定されることがあり（スリッページの発生）、お客様の意図しない損失が発生する可能性があります。またその場合、お客様が預け入れた資金以上の損失が発生する場合があります。

※ 証拠金残高（口座残高）、純資産額、維持証拠金及び余剰金額は下記により算出されます。

$$\text{証拠金残高（口座残高）} = \text{入金額} - \text{出金額} + \text{受取スワップ} - \text{支払スワップ} + \text{売買益} - \text{売買損}$$
$$\text{純資産額} = \text{証拠金残高（口座残高）} \pm \text{建玉評価損益}$$

維持証拠金・・・1万通貨単位あたり、想定元本の4%以上（法人の場合0.5%以上）

$$\text{余剰金額} = \text{純資産額} - \text{維持証拠金}$$

#### ○電子（オンライン）取引に関するリスク

電子（オンライン）取引の場合、注文の受付に人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定する可能性があります。また、当社またはお客様の通信機器、通信回線、システム機器等の故障・障害等により、一時的または一定期間に亘って取引ができない可能性、あるいはお客様の注文が遅延する可能性があります。更に電子（オンライン）取引では、電子認証に用いられるログインID・パスワード等の情報が、窃盗・盗聴等により洩れた場合、その情報を第三者が悪用することでお客様に何らかの損失が発生する可能性があります。

また、以下の点にご注意下さいますようお願い申し上げます。

- (1) システム売買をご利用の際は、万一当社のシステム障害が発生した場合でも注文プログラムの執行などに関して責任を負いかねますことを予めご了承下さい。又、お客様自らプログラミングを行った上、並びにプログラミングを行っていない自動売買ソフトを利用するにあたり、それらで発生する不測の障害やリスクが生じる可能性があります。それらで生じた一切の損害について、当社が責任を負いかねますことを予めご了承下さい。
- (2) 個人及び法人のお客様が、プログラミングされた自動売買ロジックを商業・営利目的で開

発並びに販売する場合、金融商品取引法（投資助言・代理業）として監督官庁への登録が必要となります。よって未登録の状態でご発覚した場合は、取引約款第25条第2項2号に即した措置となりますので、ご理解下さい。

- (3) 外国為替取引等各種取引や市場における取引参加者等で構成されている自主規制団体が定めた倫理・行動規範等では、電子取引の特性または制御不可能な事象（実際の市場と乖離した提示価格の出現等）を悪用した取引で不当な利益を得る操作又は取引を行うことを禁じております。当社としては投資家の皆様に対してもこの倫理・行動規範の遵守をお願い申し上げます。
- (4) 上記に関連して、当カバー先金融機関より当社に提供された取引価格並びに情報データの不正確または誤り（バッドティックまたはバグデータ）の発生を理由とした当該価格またはデータに基づく約定成立は、価格訂正または約定が取り消される場合がございます。この場合、当該約定の価格変更または約定取り消しによるお客様の損失または機会利益の逸失は当社の免責事項となりますことを予めご理解下さい。

#### ○ その他のリスク

外国為替証拠金取引に係る税制および関連法規の変更等により、お客様が従来行っている取引条件よりも不利な条件でのお取引となる可能性があります。

※上記に記載したリスクは、外国為替証拠金取引に伴う一般的なリスクであり、お取引で生じるすべてのリスクを網羅したものではありません。

## 外国為替証拠金取引の仕組みについて

当社による外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令および社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

本取引は、お客様が所定の証拠金を当社に事前に預け入れることにより、通貨の売買取引を行う店頭外国為替証拠金取引（金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引）であり、当該売買の目的となっている通貨の新規の売りもしくは買い、これらに対する決済の買いもしくは売りによる差金の授受によって決済する取引です。また、本取引には売買損益の他にスワップポイントによる損益が発生します。

### ☆ 口座開設について

口座開設のお申し込みは、当社所定の方法にて受付しております。

外国為替証拠金取引はリスクが大きく、大きな損失を被る可能性があります。当社で外国為替証拠金取引口座を開設していただく場合には、原則として次の要件を満たしていただくことが必要となります。

1. 外国為替証拠金取引の特徴、仕組みおよびリスク、ならびに取引条件等について約款および本説明書を熟読し承諾および同意していただくこと。
  2. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。
    - ご自身の判断と責任により外国為替証拠金取引を行うことができること。
    - 日本国内に居住する満20歳以上でありまた高齢者（満70歳以上）でない方、法律上の行為能力を有する個人であること。
    - E-mailアドレスを保有している方で、なおかつ当社に同一名義以外で重複したE-mailアドレスでのお申し込みもしくはご契約のない方（携帯のE-mailアドレスは不可）
    - 当社と電話もしくはE-mailで常時連絡が取れること。
    - 本取引に係るリスク・商品の性格・内容を十分理解し、日本語が理解できる方。
    - ご自身でインターネットを通して取引・確認・管理が行えること。
    - 本取引にかかる契約締結前および締結時の書面、取引報告書、取引残高報告書、年間損益報告書、その他法令により交付すべき書面を電磁的方法により当社が提供することを同意頂けること。
    - 振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること。
    - マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行わないこと。また、不法な反社会的勢力の一員でないこと。
    - お客様が法人の場合、日本国内において本店または支店が登記されていること。
    - 当社に同一名義以外で重複した携帯電話でのお申し込みもしくはご契約のない方（ただし、個人口座と法人口座の取引担当者または代表者が同一の場合は除く）
    - 金融先物取引業協会の「金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則」第4条に該当していない方
    - その他当社が定める基準を満たしていること。
- ※当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査結果および理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

☆ 取引の方法

当社が取り扱う外国為替証拠金取引（イニシア FX）の取引方法は以下のとおりです。

a. 各取扱商品の特徴

商 品 名	T	S	II	S	T	ミラートレード
手 数 料	無料					
取 引 単 位	1万通貨					
最大証拠金率	4%(法人口座：0.5%)		4%(法人口座：0.5%)		4%(法人口座：0.5%)	
両 建	可（口座によって不可）		不可		可	
主な取引方法	裁量トレード		システムトレード			
初回最低証拠金	10万円					

商 品 名	Meta Trader4（法人専用）
手 数 料	無料
取 引 単 位	1万通貨
最大証拠金率	0.5%
両 建	可
主な取引方法	システムトレード
初回最低証拠金	10万円

※ イニシアFXのMeta Trader4（以下「MT4」）は、法人専用となっております。

※ 上記自動システム売買は、お客様を拘束し売買を強制するものではありません。

※ 自動システム売買から発注した投資ポジションの管理、監視義務はお客様にあります。

※ 自動システム売買によって、お客様が投資を行った結果として生じた損害の全部、若しくは一部の負担、またはお客様に対する特別の利益の提供は行ないません。

※ 自動システム売買を介して行われる、バックテストなどにより表示される、取引回数、勝率等の各種のデータは、過去のシミュレーション結果であり、今後将来に亘って同様の実績を収めることを保証するものではありません。

※ 投資に関する最終的な決定は、利用者ご自身の判断と責任となります。すべての取引結果の責任は、すべてお客様自身に帰属することをご承知おきください。

※自動システム売買は、システム提供元および当社が、イニシアFXのサービスの提供を休止、または廃止した場合、ご利用になれなくなる可能性もございます。

b. 取扱通貨ペア、最小変動幅、証拠金額、最小取引単位

通貨ペア		最小変動幅	証拠金額	最小取引単位
米ドル/円	USD/JPY	0.001	1万通貨単位あたり、取引金額（想定元本）の4%以上（法人に関しては取引金額（想定元本）の0.5%以上）	1万通貨単位の整数倍
ユーロ/円	EUR/JPY			
ポンド/円	GBP/JPY			
豪ドル/円	AUD/JPY			
NZドル/円	NZD/JPY			
カナダドル/円	CAD/JPY			
スイスフラン/円	CHF/JPY			
香港ドル/円	HKD/JPY			
シンガポールドル/円	SGD/JPY			
トルコリラ/円	TRY/JPY			
南アフリカランド/円	ZAR/JPY			
ノルウェークローネ/円	NOK/JPY			
スウェーデンクローナ/円	SEK/JPY			
豪ドル/カナダドル	AUD/CAD			
豪ドル/スイスフラン	AUD/CHF			
豪ドル/NZドル	AUD/NZD			
豪ドル/米ドル	AUD/USD			
カナダドル/スイスフラン	CAD/CHF			
スイスフラン/ノルウェークローネ	CHF/NOK			
スイスフラン/スウェーデンクローナ	CHF/SEK			
ユーロ/豪ドル	EUR/AUD			
ユーロ/カナダドル	EUR/CAD			
ユーロ/スイスフラン	EUR/CHF			
ユーロ/チェココルナ	EUR/CZK			
ユーロ/デンマーククローネ	EUR/DKK			
ユーロ/ポンド	EUR/GBP			
ユーロ/ノルウェークローネ	EUR/NOK			
ユーロ/NZドル	EUR/NZD			
ユーロ/スウェーデンクローナ	EUR/SEK			
ユーロ/トルコリラ	EUR/TRY			
ユーロ/米ドル	EUR/USD			
ポンド/豪ドル	GBP/AUD			
ポンド/カナダドル	GBP/CAD			
ポンド/スイスフラン	GBP/CHF			
ポンド/NZドル	GBP/NZD			

通貨ペア		最小変動幅	証拠金額	最小取引単位
ポンド/スウェーデンクローナ	GBP/SEK	0.00001	1万通貨単位あたり、取引金額（想定元本）の4%以上（法人に関しては取引金額（想定元本）の0.5%以上）	1万通貨単位の整数倍
ポンド/米ドル	GBP/USD			
NZドル/カナダドル	NZD/CAD			
NZドル/スイスフラン	NZD/CHF			
NZドル/米ドル	NZD/USD			
米ドル/カナダドル	USD/CAD			
米ドル/スイスフラン	USD/CHF			
米ドル/チェココルナ	USD/CZK			
米ドル/デンマーククローナ	USD/DKK			
米ドル/香港ドル	USD/HKD			
米ドル/メキシコペソ	USD/MXN			
米ドル/ノルウェークローネ	USD/NOK			
米ドル/スウェーデンクローナ	USD/SEK			
米ドル/シンガポールドル	USD/SGD			
米ドル/トルコリラ	USD/TRY			
米ドル/南アフリカランド	USD/ZAR			
ユーロ/ポーランドズロチ	EUR/PLN			
米ドル/ポーランドズロチ	USD/PLN			
米ドル/ロシアルーブル	USD/RUB			
ユーロ/ハンガリーフォリント	EUR/HUF			
米ドル/ハンガリーフォリント	USD/HUF			

※各通貨ペアの証拠金額は市場環境や経済情勢等の変化を勘案した上で、必要に応じて変更する場合がありますので、予めご了承下さい。

c. 取引単位及び取引額上限

各通貨ペアともに共通10,000通貨単位（1Lot）とします。また、1回当りの取引額上限はありませんが、大口の注文については部分的に執行され約定レートが分かれる場合があります。

d. 証拠金について

証拠金に関する用語	証拠金に関する用語の説明
証拠金残高（口座残高）	入出金、スワップポイント、実現した損益が反映されます。 $\text{証拠金残高（口座残高）} = \text{入金額} - \text{出金額} + \text{受取スワップ} - \text{支払いスワップ} + \text{売買益} - \text{売買損}$
純資産額	証拠金残高（口座残高）に、未決済建玉がある場合の評価損益が反映されます。 $\text{純資産額} = \text{証拠金残高（口座残高）} \pm \text{建玉評価損益}$
維持証拠金	保有している建玉を維持するのに必要な証拠金です。 1万通貨単位あたり、取引金額（想定元本）の4%以上ただし、法人顧客に

	おいては1万通貨単位あたり、取引金額（想定元本）の0.5%以上
余剰金額	純資産額から維持証拠金を差し引いた金額を指し、余剰金額の範囲内で新たに建玉を保有する、又は取引口座からの出金が可能です。 余剰金額 = 純資産額 - 維持証拠金
余剰金率	純資産額に対する余剰金額の比率を示し、新たに建玉を保有する、又は取引口座から出金する目安として反映されます。 余剰金率 = 余剰金額 ÷ 純資産額

※余剰金額の計算には指値注文分の維持証拠金は含まれません。

#### e. 外国為替レート

当社が各通貨ペアに売値（BID）と買値（ASK）を同時に提示し、お客様は売値（BID）で売り付け、買値（ASK）で買い付けることができます。当社は、お客様に提示する売値（BID）および買値（ASK）をカバー先の提示する価格により通貨ペアおよび市場の状況に応じて決定します。売値（BID）と買値（ASK）には価格差（スプレッド）があり、通常時買値（ASK）は売値（BID）よりもスプレッド分、高くなっています。

#### f. 決済（手仕舞い）

決済（手仕舞い）は、決済取引（転売または買戻し）により、お客様が保有する建玉の反対売買をすることにより実行します。決済によって発生した売買損益は直ちに取引口座に反映します。また、外国通貨で発生する売買損益についても、売買時点の当社の定める転換レートにより円転し取引口座に直ちに反映されます。

#### g. ロールオーバー（決済日の繰越）

通貨の転売または買戻しによる決済を行わない場合は、建玉を毎営業日のNY時間午後5時時点で自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。

#### h. スワップポイント

ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることとなりますので、原則その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントが発生します。同じ通貨ペアについてのスワップポイントは、通常お客様が受取る場合の方が支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。スワップポイントは、NY時間午後5時に計算が開始され計算完了と同時に取引口座へ反映されます。※計算完了までに決済された建玉に対してはスワップポイントが計上されない場合がありますのでご注意ください。

#### i. ロスカットルール

お客様の損失が所定の水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済することがあります。（「ロスカットルール」といいます。詳しくは、「☆証拠金」の「(7)ロスカットの取扱い」をご参照ください。）ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

j. 決済日（受渡日）

決済取引を行った場合の決済日（受渡日）は、当該転売または買戻しを行った日とします。

k. 取引時間

「取引可能時間」

米国夏時間： 日本時間月曜日AM6:00～土曜日AM5:00

米国冬時間： 日本時間月曜日AM7:00～土曜日AM6:00

※ 当社が指定する特定日ならびにメンテナンス時間を除く

なお、カバー先金融機関より2011年12月9日（金）のNYクローズ時間からは、土曜日AM7:00と1時間延長されますので、ご注意ください。

「注文受付時間」

成行注文及び全決済注文は取引可能時間内のみ対応しています。その他の注文はメンテナンス時間を除き、24時間可能です。

「メンテナンス時間」

各営業日の取引開始時間より約15分間は、メンテナンスにより注文が入りにくくなる場合がありますので、ご注意ください。

「システムメンテナンス時間」

米国夏時間： 日本時間土曜日AM5:00～月曜日AM6:00

米国冬時間： 日本時間土曜日AM6:00～月曜日AM7:00

※システムメンテナンス中はログインできません。

※カバー先金融機関より2011年12月10日（土）からは、土曜日AM7:00からと1時間短縮されますので、ご注意ください。

※ 外国為替市場が休場となる日（元旦、クリスマス等）または実質的に外国為替市場が休止となる日、または、システム障害時、その他当社が取引できないとした時間には取引・注文ができませんのであらかじめご了承ください。

※ 突発的なシステム障害以外の取引ができない日、または取引時間が変更になる場合は、原則として事前に当社ホームページ上に掲載いたします。

1. 注文の種類

注文の種類は以下のとおりです。

注文方法	内 容
成行注文（マーケット・オーダー）	提示価格を、任意のタイミングで売買する注文方法です。
指値注文（リミット・オーダー）	価格を指定しての注文方法です。
逆指値注文（ストップ・オーダー）	現在値より不利な価格を指定しての注文方法です。
OCO注文（オーシーオー・オーダー）	二つの注文を同時に発注する方法です。一方が成立すると他方はキャンセルされます。

注文方法	内 容
IF-DONE注文(イフダン・オードー)	新規注文と、その注文が成立した時点で有効になる当該建玉の決済注文を同時に出す方法です。
IFO注文(イフダン・オシオ・オードー)	新規注文と、その注文が成立した時点で有効になる2種類の決済注文を同時に発注する方法です。 上記で説明したOCO注文とIF-DONE注文との複合型になります。
トレイリングストップ	高値や安値にあわせて逆指値注文の価格を自動的に修正する注文方法です。
任意ロット決済注文	保有する建玉のうち、任意の数量のみ決済する方法です。
建玉選択決済注文	保有する複数の建玉から任意の建玉を選択して決済する方法です。
建玉一括決済注文	複数の建玉をまとめて決済する方法です。同一通貨のみ決済することや、全ての建玉を一括決済することができます。

※ 成行注文または逆指値注文は、注文価格と約定価格にずれ（スリッページ）が発生し、実際の約定価格が取引画面の提示レートまたはお客様の指定した外国為替レートとは同一にならない場合があります。

※ ロスカットの際には外国為替レートの変動により注文価格（余剰金率が0%を下回った段階）と約定価格にずれ（スリッページ）が発生し、実際の約定価格が取引画面の提示レートとは同一にならない場合があります。

※ 指値注文時、週明けに取引レートが前週末に比べて大きく変動した場合等、窓を開けてレートが推移する際は指値注文価格に関係なく寄付きの価格で取引が約定いたします。

#### m. スリッページ

成行注文または逆指値注文では、外国為替レートの変動により、実際の約定価格が取引画面の提示レートまたはお客様の指定した外国為替レートとは同一にならない場合があります。また、ロスカットの際には外国為替レートの変動により注文価格（余剰金率が0%を下回った段階）と約定価格にずれ（スリッページ）が発生し、実際の約定価格が取引画面の提示レートとは同一にならない場合があります。特に大きな数量の注文の場合、当社のカバー取引の実現性により、不利なレートで約定する可能性が高くなるとともに取引自体が不成立となる可能性があります。

#### 1. 取引方法について

当社が提供する外国為替証拠金取引はインターネットを通じ、各種端末にて行われます。

従って、お客様は本取引を利用するにあたり、お客様の責任で使用機器および回線に関する推奨環境を準備する必要があります。

#### ☆ 証拠金

##### (1) 証拠金の差入れ

外国為替証拠金取引の注文をするときは、(2)の証拠金必要額以上の額を、当社に差入れ

ていただきます。ただし、初回入金は10万円以上となります。

(2) 維持証拠金額（証拠金必要額）

維持証拠金額（証拠金必要額）は、各通貨ペアとも1万通貨単位あたり、取引金額（想定元本）の4%以上になります。（法人の場合は、取引金額（想定元本）の0.5%以上になります。）

(3) 証拠金の追加差入れ

当社では、余剰金率が0%を下回った場合建玉を強制的に決済（「ロスカットルール」と、いいます。詳しくは、「(7)ロスカットの取扱い」をご参照ください。）するため、原則として証拠金の追加差入れはありません。ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。その場合、当該不足金額は現金で発生日から起算して3営業日目の正午までに当社に差し入れてください。

なお、期日までに不足金額の差し入れがなされない場合には、年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算）による遅延損害金を申し受けます。また、ロスカットの際には外国為替レートの変動により注文価格（余剰金率が0%を下回った段階）と約定価格にずれ（スリッページ）が発生し、実際の約定価格が取引画面の提示レートとは同一にならない場合があります。

(4) 証拠金の引出し、及び振替

証拠金残高（口座残高）を上限とした余剰金額の範囲内でお客様は全部または一部の出金、または振替を依頼することができます。出金（振替）可能額は以下の式より算出します。

$$\text{出金(振替)可能額} = \text{証拠金残高(口座残高)} - \text{建玉評価損} - \text{維持証拠金}$$

(5) 評価損益およびスワップポイントの取扱い

当社が行う値洗いにより発生する評価損益は、純資産額に加減されます。スワップポイントは発生日当日に証拠金残高（口座残高）に反映されます。

(6) 有価証券等による充当

有価証券等による充当はできません。

(7) ロスカットの取扱い

ロスカットラインである余剰金率が0%を下回った場合、即時にすべての未決済建玉を決済（ロスカット）します。

なお、余剰金率は以下の式より算出します。

$$\text{余剰金率} = \text{余剰金額} \div \text{純資産額}$$

※逆指値注文の設定した価格によっては、ロスカット注文を優先する場合があります。

※ロスカットは、必ずしもお客様の損失を限定するものではありません。

急激な相場変動等、為替レートの状況によっては、損失の額がお客様の預託されている証拠金を上回り、証拠金残高がマイナスとなる場合があります。

☆決済に伴う金銭の授受

差金決済のみ可能で、外国通貨による受渡はできません。

転売または買戻しに伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

通貨単位 × 約定価格差 × 取引数量

(注) 約定価格差とは、転売または買戻しに係る約定価格と当該転売または買戻しの対象となった新規の買付取引または新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。外国通貨で発生する損益については、売買時点の当社の定める転換レートにより円転し取引証拠金残高（口座残高）に即時に反映されます。

#### ☆益金に係る税金

個人が行った店頭における外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益およびスワップポイント収益）は、「雑所得」として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間（1月1日から12月31日まで）20万円を超えた場合には、（例えば年間の給与収入額が2,000万円以下の方等、通常は確定申告の必要がない方であっても）確定申告をする必要があります。

法人が行った店頭における外国為替証拠金取引で発生した損益は、法人税法が適用され、その法人の事業目的により営業損益、あるいは営業外損益として計上し、他の損益と合算して課税所得を計算することになります。また、未決済ポジションにつきましては、法人税法に則り、期末で評価替えを行ない、未実現の為替差損益に関しても計上し、申告しなければなりません。

課税所得にマイナスが生じた場合、青色申告の届出を提出していれば、損失は7年間繰越すことができます。

金融商品取引業者は、お客様に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合は、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰越すことができます。

詳しくは、管轄の税務署や国税庁タックスアンサーまたは税理士等の専門家にお問い合わせください。

#### ☆証拠金等の区分管理

お客様から預託を受けた証拠金は、日証金信託銀行と信託契約を締結し信託口座にて区分管理しております。区分管理の対象とする顧客資産は「お客様から預託を受けた証拠金、日々の値洗いによって生じる建玉評価損益の合計額となります。また区分管理の対象となる証拠金の額に反映されるべき建玉評価損益は、NY時間午後5時時点（米国夏時間は日本時間火曜～土曜午前6時00分、冬時間は日本時間火曜～土曜午前7時00分）のお客様の保有する建玉と当社の定める評価レートにより算出いたします。

なお、日証金信託銀行の信託口座へ入金されるまでの間は、三菱東京UFJ銀行、楽天銀行の証拠金であることが名義により明らかな預金口座にて当社の固有財産とは区分して管理して

おります。

#### ☆証拠金等の入金・出金・振替

##### (1) 証拠金等の入金

入金は円貨のみの取扱となります。お客様による証拠金等の入金は、当社指定銀行口座への振込に限られます。当社指定銀行口座に振り込まれた証拠金等については、かかる入金を当社が認識した時点でおお客様の取引口座に反映されるため、振込入金から取引口座への反映までの間に一定の時差が生じる可能性がありますのでご注意ください。

入金いただく際の振込名義人は本取引システムのお取引口座名義人と同一のものに限ります。振込名義人とお取引口座名義人の相違が判明した際は、本取引システムにおける入金処理完了後および売買発生後といえども当該振込入金の取消しを行なうこととします。これにより発生するリスクおよび諸費用等はすべてお客様にご負担いただきますので、ご注意ください。

なお、当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。

##### (2) 証拠金等の出金

証拠金残高(口座残高)を上限とした余剰金額の範囲内でお客様は全部または一部の出金を依頼することができます。出金可能額は以下の式より算出します。

$$\text{出金可能額} = \text{証拠金残高(口座残高)} - \text{建玉評価損} - \text{維持証拠金}$$

決済取引を行った場合の決済日(受渡日)は、当該転売または買戻しを行った当日とします。

なお、出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させていただきます。従いまして、出金依頼後、出金が完了するまでに「出金可能額が当該出金依頼金額を下回った場合、出金を中止させていただきます。出金の手続きを取られた場合、ご出金受付日15時までの依頼は依頼受付当日から起算して5銀行営業日以内にお客様名義の指定銀行口座に送金いたします。出金時の振込手数料は当社で負担いたしますが、出金のお取扱いは1万円以上、原則1千万円までを1営業日の上限とさせていただきます。ただし、出金可能額が1万円に満たない場合の全額出金は可能とします。

また、当社との一切の取引において、期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由により、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客様の本取引に係る債権その他一切の債権をその債権の期限にかかわらず、当社はおお客様に対する通知その他所定の手続きを省略し、いつでも相殺することができるものとします。差引計算をする場合、債務の利息および損害金については当社所定の利率を差引計算の実行日まで付することができるものとします。また、債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債務の利息レートについては、当社所定の利率によるものとします。

##### (3) 証拠金等の振替

証拠金残高(口座残高)を上限とした余剰金額の範囲内でお客様は全部または一部の出金を依頼することができます。振替可能額は以下の式より算出します。

$$\text{振替可能額} = \text{証拠金残高(口座残高)} - \text{建玉評価損} - \text{維持証拠金}$$

なお、振替が可能な額は、振替依頼時と実際の振替時の双方において判断させていただきます。従いまして、振替依頼後、振替が完了するまでに振替可能額が当該振替依頼金額を下回った場合、振替を中止させていただきます。振替の手続きを取られた場合、振替受付日23時までの依頼は依頼受付当日にお客様名義の取引口座間に振替いたします。

## 外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が当社と外国為替証拠金取引を行われる際の手続きの概要は、次のとおりです。

### (1) 取引の開始

#### a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、外国為替証拠金取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出ください。

#### b. 外国為替証拠金取引口座の設定

外国為替証拠金取引の開始に当たっては、原則として当社ホームページ上の外国為替証拠金取引お申込フォームに必要事項を入力いただき、外国為替証拠金取引口座を設定していただきます。その際、ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。なお、当社では取引開始基準を設け、年齢・金融資産・取引経験等を勘案し、お取引口座開設につき当社で審査を実施させていただいた後に、当社が承諾した場合にのみお取引口座を開設させていただきます。また、ご提示いただきました書類等に関してはご返却致しかねますのであらかじめご了承ください。

### (2) 注文の指示事項

外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示してください。

- a. 通貨ペア
- b. 新規取引または決済取引の別
- c. 売付取引または買付取引の別
- d. 注文数量
- e. 価格
- f. 執行条件（成行、指値、逆指値等）
- g. その他お客様の指示によることとされている事項

### (3) 証拠金の差入れ

外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を事前に差し入れていただきます。

### (4) 転売または買戻しによる建玉の決済

お客様が建玉を指示し、転売または買戻しを行うことで建玉が決済されます。そのため、お客様が決済建玉の指示を行わない場合は、両建となる場合があります。

### (5) 両建

同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建」といいます。）は可能ですが、両建はお客様にとって、売値（BID）と買値（ASK）の差、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担すること等のデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

※両建を行う際に二つ目の建玉を建てる場合、通常と同じ額の維持証拠金が必要となります。

二つ目の建玉が約定され両建てされた後は大きいほうの片サイドの建玉分の維持証拠金のみ必要となります。

※取引システムによっては、両建が出来ない仕様となる場合がございますので、ご理解下さい。

#### (6) 注文をした取引の約定

注文をした外国為替証拠金取引が約定したときは、(9)に定める内容に従い当社は約定した取引の内容を明らかにした取引報告書を電磁的方法により報告いたします。

#### (7) 注文の有効期限

GTC ( Good Till Cancel) のみとなります。GTCとは、お客様の注文を当社が確認した時から、お客様が当該注文を取消し、その意思表示が当社に受領された時までとなります。

#### (8) 手数料

取引手数料は無料です。

#### (9) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、お客様の約定した取引の内容ならびに報告対象期間の末日における建玉、証拠金およびその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を取引システムよりダウンロードして閲覧する方法でお客様に報告いたします。

#### (10) サービス提供の廃止および中止

当社は、6ヶ月前にお客さまに通知することにより、本取引サービスを廃止することができるとします。また、以下の事項等のやむを得ない事情がある場合、お客様に事前に通知することにより、当社は本取引サービスの提供を中止することができるとします。

- a) お客様が債務不履行に陥る可能性があるとして当社が判断した場合。
- b) お客様が契約書面等の条項または記載内容のいずれかに違反した場合。
- c) お客様がプログラミングされた自動売買ロジックは商業・営利目的として、開発並びに販売する場合、金融商品取引法（投資助言・代理業）としての登録が必要となることを理解しているにもかかわらず、未登録のまま当該行為が発覚した場合。
- d) その他事由により当社がお客様を取引不適格者と判断した場合。
- e) 公的機関からの命令・指導や経済情勢、その他合理的な事情があった場合。

#### (11) 改訂について

本説明書の改訂については、外国為替証拠金取引約款第41条をお読みください。

#### (12) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、当該帳票作成後3営業日以内にイニシア・スター証券 コンプライアンス部に直接ご照会ください。

## 外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした外国為替証拠金取引、または顧客のために外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為（以下、「外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、または顧客のために外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結またはその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問または電話をかけて、外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者および勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または当該勧誘を継続する行為
- f. 外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為
- g. 外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- h. 外国為替証拠金取引について、自己または第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- i. 外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況および外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと
- k. 外国為替証拠金取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

l. 外国為替証拠金取引契約につき、顧客もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、または顧客もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。）

m. 外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為

n. 外国為替証拠金取引契約に基づく外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為

o. 外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為

p. 外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為

q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により外国為替証拠金取引をする行為

r. 個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として外国為替証拠金取引をする行為

s. 外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）

t. 外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う外国為替証拠金取引の売付または買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること

## 金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

### (1) 金融商品取引業者の概要

金融商品取引業者の概要は次のとおりです。

商号 : イニシア・スター証券株式会社  
本店所在地 : 東京都中央区築地 2-10-6 BPS スクエア 2 階  
電話番号 : 03-6680-0396  
設立年月日 : 平成 17 年 10 月  
資本金 : 1,303,500,000 円 (平成 23 年 10 月 31 日現在)  
加入する協会 : 金融先物取引業協会 1160 番  
日本証券業協会 1037 番  
日本投資者保護基金

### (2) 苦情受付窓口

金融商品取引業者は、顧客からの苦情を次の窓口で受け付けております。

受付時間 : 平日 9 : 00 ~ 18 : 00  
窓口 : コンプライアンス部  
受付方法 : 電話 (03-3547-5955)、メールなど

### (3) 苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、金融商品取引業者及び顧客が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (F I NMAC)  
電話番号 : 0120-64-5005 (フリーダイヤル)  
URL : <https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html>  
東京事務所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館  
大阪事務所 : 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル

### 当社の外国為替証拠金取引に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル : 0120-563-104  
受付時間 : 平日 AM 7 : 00 ~ PM 11:00  
E-mail : [info@systemtrade-fx.jp](mailto:info@systemtrade-fx.jp)

## 外国為替証拠金取引に関する主要な用語

- ・相対取引（あいたいとりひき）  
金融商品取引業者がお客様に対する取引の相手方となる取引。店頭取引ともいう。
- ・約定（やくじょう）  
取引が成立することです。
- ・IFD注文（If Doneちゅうもん）  
新規注文を発注する際に同時に決済注文も発注することができる注文方法のことです。新規注文が約定したあとに、決済注文が有効になります。
- ・OCO注文（One Cancel the Otherちゅうもん）  
同時に2つの注文を発注することができる注文方法のことです。片方が約定した時点で他方の注文が取り消されます。
- ・IFO注文（If done OCOちゅうもん、IFD+OCO）  
IFD注文とOCO注文を組み合わせた注文方法のことです。IFD注文の決済注文をOCO注文で発注することです。
- ・買値（ASK）  
金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売付ける旨の申出をすることです。（オファーともいいます。）お客様はその価格で買付けることです。
- ・売値（BID）  
金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることです。お客様はその価格で売り付けることです。
- ・買建玉（かいたてぎよく）  
買付取引のうち、決済していないものをいいます。
- ・売建玉（うりたてぎよく）  
売付取引のうち、決済していないものをいいます。
- ・買戻し（かいもどし）  
売建玉を手仕舞う（売建玉を決済する）ために行う買付取引をいいます。
- ・転売（てんばい）  
買建玉を手仕舞う（買建玉を決済する）ために行う売付取引をいいます。
- ・指値注文（さしねちゅうもん）

指定したレートで売買注文を出す注文方法のことです。指値注文は注文された価格で約定されますので、週明けに取引レートが前週末に比べて大きく変動した場合等、窓を開けてレートが推移する際にも注文価格で取引が約定いたします。

- ・逆指値注文（ぎゃくさしねちゅうもん）

指値と反対に現在の買値（ASK）より高い価格で買う、または、現在の売値（BID）より安い価格で売る注文方法のことです。指定したレートに到達した時点で成行注文になり、売買する注文方法のことをいいます。実際の約定価格が取引画面の提示レートまたはお客様の指定した外国為替レートとは同一にならない場合があります。また週明けに取引レートが前週末に比べて大きく変動した場合等、窓を開けてレートが推移する際には注文価格と約定価格にずれ（スリッページ）が発生し、お客様に不利なレートで注文が約定することがあります。

- ・外国為替証拠金取引（がいこくかわせしょうこきんとりひき）

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

- ・カバー取引（カバーとりひき）

金融商品取引業者がお客様を相手方として行う外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引または外国為替証拠金取引のことです。

- ・金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

- ・差金決済（さきんけっさい）

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受することによる決済方法のことです。

- ・証拠金（しょうこきん）

取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる証拠金をいいます。

- ・純資産額（じゅんしさんがく）

新規で建玉を保有する際に使用できる証拠金をいいます。純資産額は以下の式より算出します。

純資産額 = 証拠金残高（口座残高） ± 建玉評価損益

- ・スリッページ

成行注文や逆指値注文が約定するとき生じる、注文時の表示価格と実際の約定価格との差額です。

- ・スワップポイント

外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れおよび買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

- ・追加証拠金（つかししょうきん）※

証拠金残高が相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金のことです。

※ なお、「イニシア FX」においては、追加証拠金制度はなく、余剰金率が0%を下回った場合には、ロスカット制度により処理されます。

- ・デリバティブ取引（でりばていぶとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。

- ・店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）

外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場および外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

- ・店頭デリバティブ取引（てんとうでりばていぶとりひき）

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場および外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

- ・特定投資家（とくていとうしか）

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識および経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外のお客様として取り扱うよう申し出ることができます。

- ・成行注文（なりゆきちゅうもん）

価格を指定せずに売買する注文方法のことです。発注後の売買可能な直近価格にて約定します。買い注文であれば買値（ASK）以上、売り注文で売値（BID）以下での約定となります。約定価格が取引画面の提示レートとは同一にならない場合があります。

- ・値洗い（ねあらい）

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いと呼びます。

- ・ヘッジ取引（へっじとりひき）

現在保有または将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向の建玉を取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引のことです。

- ・両建（りょうだて）

同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

両建は、お客様にとって、売値（BID）と買値（ASK）の差、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担すること等のデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

※両建を行う際に二つ目の建玉を建てる場合、通常と同じ額の維持証拠金が必要となります。二つ目の建玉が約定され両建てされた後は、大きいほうの片サイドの建玉分の維持証拠金のみ必要となります。

- ・ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することです。ただし、ロスカットは、必ずしもお客様の損失を限定するものではありません。急激な相場変動等、為替レートの変動によっては、損失の額がお客様の預託されている証拠金を上回り、証拠金残高がマイナスとなる場合があります。また、ロスカットの際には外国為替レートの変動により注文価格（余剰金率が0%を下回った段階）と約定価格にずれ（スリッページ）が発生し、実際の約定価格が取引画面の提示レートとは同一にならない場合があります。

- ・ロールオーバー

外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことです。

- ・Pips（ぴっぷす）

Pipsとは、外国為替レートの単位のことです。対円の通貨ペアの場合、小数点第2位（0.01）のことを1Pip(s)といいます。外国通貨同士の場合は、小数点第4位（0.0001）のことを1Pip(s)といいます。

平成22年 05月 31日制定  
平成22年 08月 02日改訂  
平成22年 10月 18日改訂  
平成22年 11月 15日改訂  
平成22年 12月 27日改訂  
平成23年 05月 30日改訂  
平成23年 07月 25日改訂  
平成23年 12月 05日改訂